

## 講座室・視聴覚ホールの利用にあたっての留意点

新型コロナウイルス感染症への対応として、講座室及び視聴覚ホールをご利用の際は下記の点に留意してください。

### 記

#### 1 利用人数

- ・ 講座室 60名（定員）
- ・ 視聴覚ホール 200名（定員）

#### 2 利用にあたっての留意点

- ・ 密が発生しないように、身体的距離の確保を考慮するような利用をお願いします。
- ・ 手指の消毒やこまめな手洗いにご協力をお願いします。
- ・ 発熱又は風邪に似た症状があるときは、ご利用をお控えください。
- ・ 対面式の会議等の場合は、人と人との距離を保つため、机の配置等に配慮してご利用ください。
- ・ 定期的にドアや窓等を開けるなど、こまめな換気をしてください。
- ・ マスクの着用については、個人の意思を尊重するとともに、利用者や利用形態等の状況から適切にご判断ください。
- ・ なお、上記、「講座室・視聴覚ホールの利用基準」による定員人数を超えないことを使用の条件とします。

#### 3 変更日

令和5年3月13日（月）

※ 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡

「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」による。